

加古川市上下水道局浄化槽設置補助金等交付要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市上下水道局浄化槽設置補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関する補助金等の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 要綱第3条に定める「短期に整備を予定している地区」とは、令和8年度及び令和9年度に公共下水道工事に着手する予定の地区をいう。

(補助対象工事費)

第3条 要綱第5条第1項に定める浄化槽の設置に要した経費とは、浄化槽の本体費、設置費、放流先への接続工事費及びその関連工事費の合計（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(交付の申請)

第4条 要綱第6条、8条及び第8条の2に定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 要綱第6条第1項第5号に定める「工事費の内訳がわかるもの」の様式は、別紙1のとおりとする。
- (2) 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、要綱第8条第1項に定める承認をしたときは浄化槽設置補助金等変更承認通知書（別紙2）により、不承認をしたときは浄化槽設置補助金等変更不承認通知書（別紙3）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。
- (3) 要綱第8条第2項に定める変更の届出の様式は、別紙4のとおりとする。
- (4) 要綱第8条の2に定める中止又は廃止の届出の様式は、別紙5のとおりとする。

(実績報告)

第5条 要綱第9条に定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 要綱第9条第1号に定める「工事費の内訳がわかるもの」の様式は、別紙1のとおりとする。
- (2) 要綱第9条第4号に定める「浄化槽の設置工事及び改造工事の経過を示す写真」は、別紙6のとおりとする。
- (3) 要綱第9条第5号に定める「その他管理者が必要と認める書類」は、チェックリスト（別紙7）とする。

(竣工検査)

第6条 要綱第10条に定める竣工検査は、要綱第9条に定める実績報告を行った後に、補助事業者及び浄化槽設備士並びに局職員の三者立会いで次に掲げる項目の検査を行うものとする。

- (1) 流入管きょ及び放流管きょの勾配
- (2) 放流先の状況
- (3) 誤接合等の有無
- (4) 升の位置及び種類
- (5) 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ
- (6) 浄化槽の種類（メーカー型式）の確認並びに本体の上部及びその周辺の状況
- (7) 既存のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽の処分状況

(8) 受領委任払の意思確認

附 則

この要領は令和８年１０月１日から施行する。